

## 施設等利用給付認定等（申請内容）変更届

提出日            年    月    日

蓮田市長 宛て

施設等利用給付認定等を受けた（申請書に記載した）内容を変更する必要があることから、次のとおり届け出ます。

申請者	フリガナ		個人番号 (マイナンバー)	
	氏名		生年月日	年 月 日
	現住所		連絡先	
申請子ども	フリガナ		個人番号 (マイナンバー)	
	氏名		生年月日	年 月 日
変更内容（変更項目のみ記入）			変更前	変更後
	保 護 者	氏名		
		生年月日	年 月 日	年 月 日
		現住所		
		連絡先		
		就労状況等※1		
	子 ど も	氏名		
		利用施設		
		認定区分※2		
		その他 ( )		
変更年月日			年 月 日	
変更の理由				

※1 認定を受けた方の勤務先、勤務場所、又は保育を必要とする理由等が変わったときは、状況が変わった保護者について、保育の必要性を証明する書類（裏面参照）を添付してください。

※2 新1号認定から新2号（3号）認定に認定区分の変更を行うときは、両親について、保育の必要性を証明する書類（裏面参照）を添付してください。

## ■施設等利用給付認定の認定区分

保育を必要とする理由	認定希望日時点での年齢	市町村民税課税状況		認定区分	
該当しない	満3歳に達している。	/	⇒	新1号認定	
	満3歳に達していない。			認定なし	
該当する	3歳～5歳児クラスに在籍している。			非課税世帯	新2号認定
	満3歳に達してから最初の3月31日を経過していない。 (2歳児クラスだが、年齢は3歳に達している。)				新3号認定
	満3歳に達していない。			課税世帯	新1号認定
				非課税世帯	新3号認定
	課税世帯	認定なし			

※新制度幼稚園、認定こども園、保育所、地域型保育事業、企業主導型保育事業の利用者には、新1号認定を認定することができません。

## ■保育を必要とする理由（父母それぞれがいずれかに該当する必要があります。）

保護者の状況		保育の必要性を証明する書類 ※証明書・診断書は発行日から3か月以内のものが有効です。
就労	企業等に就労	就労証明書（所定用紙）
	自営業中心者	保護者が月64時間以上労働していること。
	自営業協力者	
求職活動	保護者が求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること。 ※認定期間は利用開始日から3か月間。	就労確約書（所定用紙）
妊娠・出産	保護者が妊娠中または出産後間もないこと。 ※認定期間は出産日から起算して8週間前の日が属する月の初日から、出産予定日から起算して8週間経過する日が属する月の末日まで。	新生児の母子健康手帳の写し (表紙と出産予定日が確認できるページ)
疾病	保護者が疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有していること。	医師の診断書（「保育ができない」こと、疾病名、期間が記載されたもの）
障がい		身体障害者手帳等の写し（氏名・等級記載部分）
介護・看護	保護者が同居親族等（長期入院等している親族を含む。）を、月64時間以上、常時介護・看護していること。	介護・看護状況申立書（所定用紙）
就学	保護者が学校または職業訓練校に、月64時間以上在学していること。	就学状況証明書（所定用紙）
不存在	離婚、未婚、死亡により不存在	児童扶養手当証書の写し・ひとり親家庭等医療費受給資格証の写し・戸籍全部事項証明書（原本）のいずれか一つ
	離婚調停（裁判）中で不存在	離婚調停（裁判）を証する書類

※就労証明書等の所定用紙は、市内の利用施設から受け取るか、市ホームページからダウンロードしてください。